

災害廃棄物処理に係る
市町等初動マニュアル
(第4版)

令和元年5月
(令和8年3月改訂)

広島県

目次

はじめに	1
(1) 目的	1
(2) 本マニュアルの位置付け	1
(3) 本マニュアルの対象者	1
(4) 本マニュアルの目標と対象範囲	1
(5) 本マニュアルの構成	1
(6) 本マニュアルの見直し	1
1. 組織体制の確立	4
(1) 職員の安否及び参集状況の確認 [発災直後～]	4
(2) 組織体制の検討 [発災直後～]	4
(3) 庁内の連携 [発災直後～]	4
(4) 他組織との連携 [発災1日後～]	4
2. 情報収集・報告	6
(1) 被害状況の把握 [発災当日～随時更新]	6
(2) 情報の共有・報告 [発災1日後～随時更新]	7
3. 支援要請・支援受入	10
(1) 支援メニューの確認 [発災1日後]	10
(2) 支援を要請する事項・内容の確認 [発災2日後～1週間]	11
(3) 支援要請 [発災2日後～1週間]	11
(4) 支援の受入れ [発災3日後～2週間]	12

4. 一次仮置場の確保・運営	13
(1) 場所の選定 [発災 1 日後～ 2 日後]	13
(2) 管理体制・レイアウト等の決定 [発災 1 日後～ 2 日後]	14
(3) 住民への周知 [発災 1 日後～ 2 日後]	16
(4) 搬入開始 [発災 1 日後～ 2 日後]	17
(5) 一次仮置場からの搬出開始 [発災 1 週間後～]	18
5. 収集・運搬体制の確保	19
(1) 収集対象箇所の把握 [発災 1 日後～随時更新]	19
(2) 運搬車両・人員の確保 [発災 1 日後～ 1 週間後]	19
(3) 収集・運搬方針の決定 [発災 1 日後～ 2 日後]	20
(4) 運搬開始 [発災 2 日後～ 1 週間後]	20
6. 住民等への広報	22
(1) 広報項目の整理 [発災 1 日後～ 2 日後]	22
(2) 広報・周知の実施 [発災 1 日後～随時]	22
(3) 問合せ対応 [発災直後～]	23
7. 受入先の確保（緊急対応等）	24
(1) 一次仮置場の運用状況の把握 [発災 1 日後～随時更新]	24
(2) 処理先への搬出 [発災 1 週間後～]	25
(3) （緊急的な搬出が必要な場合）一括委託による搬出 [発災 1 週間後～]	25
8. その他（初動対応期以降に発生する業務への準備）	26

はじめに

(1) 目的

平成 30 年 7 月豪雨災害における災害廃棄物の処理に当たっては、災害廃棄物処理計画に基づき、業界団体や県外大手処理業者の協力を得るなどによって、廃棄物を生活圏域から可能な限り速やかに撤去することを目指して取り組んだ。

しかしながら、災害廃棄物処理計画では、国や他県自治体職員、業界団体などからの支援の受入や要請に関する具体的な対応方法や手順が定められていないため、処理体制を構築するまでに時間を要したことや、あらかじめ具体的な仮置場を想定できていなかったために人家に近い場所に廃棄物が積み上がったことなどの課題が明らかになった。また、災害廃棄物の処理は市町が主体となり地域の民間業者等の力を活用しながら対応に当たる必要があるが、具体的な業務内容と手順が整理されておらず、適切に対応できない例もあった。

このため、災害廃棄物処理計画を補完するものとして、この度の災害における対応を振り返り、発災直後から機能する体制やルールづくりを行うなど、国や市町、業界団体と協力しながら、今後の対応に係る具体的な改善策を定めた初動マニュアルを策定するものである。

(2) 本マニュアルの位置付け

本初動マニュアルは、災害廃棄物の処理主体である市町の対応を中心とした、標準的なモデルとして作成するものである。

県は、市町等へマニュアルを提示したうえで、本マニュアルを基本とした対応及び実情に応じた詳細な各市町の初動マニュアルの作成を依頼しており、多くの市町で作成が進められたところであるが、必要に応じて本マニュアルの更新内容を、市町は市町のマニュアルに反映する。

(3) 本マニュアルの対象者

本マニュアルは、市町及び県の職員を対象とし、市町の災害廃棄物担当課の職員が行う対応を主体に示すものである。(本文中、特に明記していない場合は市町が対応主体。県が対応するものは「県の役割」と明記した。)

なお、災害廃棄物対応における市町及び県の主な役割は次のとおり。

市町	災害廃棄物の処理主体 ○廃棄物の撤去、運搬、処分 ○仮置場の設置・運営
県	処理主体である市町への支援 ○関係団体・機関との広域的な調整 ○専門家派遣等による技術的支援 ○県管理埋立地（土砂・廃棄物）での廃棄物等の受入れ ○市町からの事務委託を受け処理を実施

(4) 本マニュアルの目標と対象範囲

本マニュアルは、発災後の「生活圏域における災害廃棄物の可能な限り速やかな撤去」を目指すものである。

対象範囲は、災害廃棄物処理のうち、発災後概ね 2 週間以内に対応すべき初動に関する事項とする。(具体的な範囲は図 1 のとおり。)

なお、初動対応期間内に達成すべき事項は次のとおり。

- 庁内外の関係機関と連携し、当面の対応を行うための組織体制を確立する。
- 一次仮置場を確保し、運営する。
- 収集運搬体制を確保する。
- 適切な広報により分別排出への協力を得る。

災害時における通常の生活ごみ、し尿処理体制の確保は本マニュアルでは直接触れないが、発災直後からの通常の生活ごみ、し尿の状況把握及び避難所等での仮設トイレの設置状況把握並びに処理体制の確保についても併せて対応が必要になる。

(5) 本マニュアルの構成

本マニュアルの構成は、初動対応のタイムラインを踏まえて、表 1 のとおりとした。

(6) 本マニュアルの見直し

県は今後、県及び市町の担当職員を対象とした図上訓練の実施や、今後発生する実際の災害対応から得られる課題等を踏まえ、必要に応じて、本マニュアルの見直しを行う。

※ マニュアルを第 2 版、第 3 版と順次改訂する。(改定履歴・理由は別冊で保存する。)

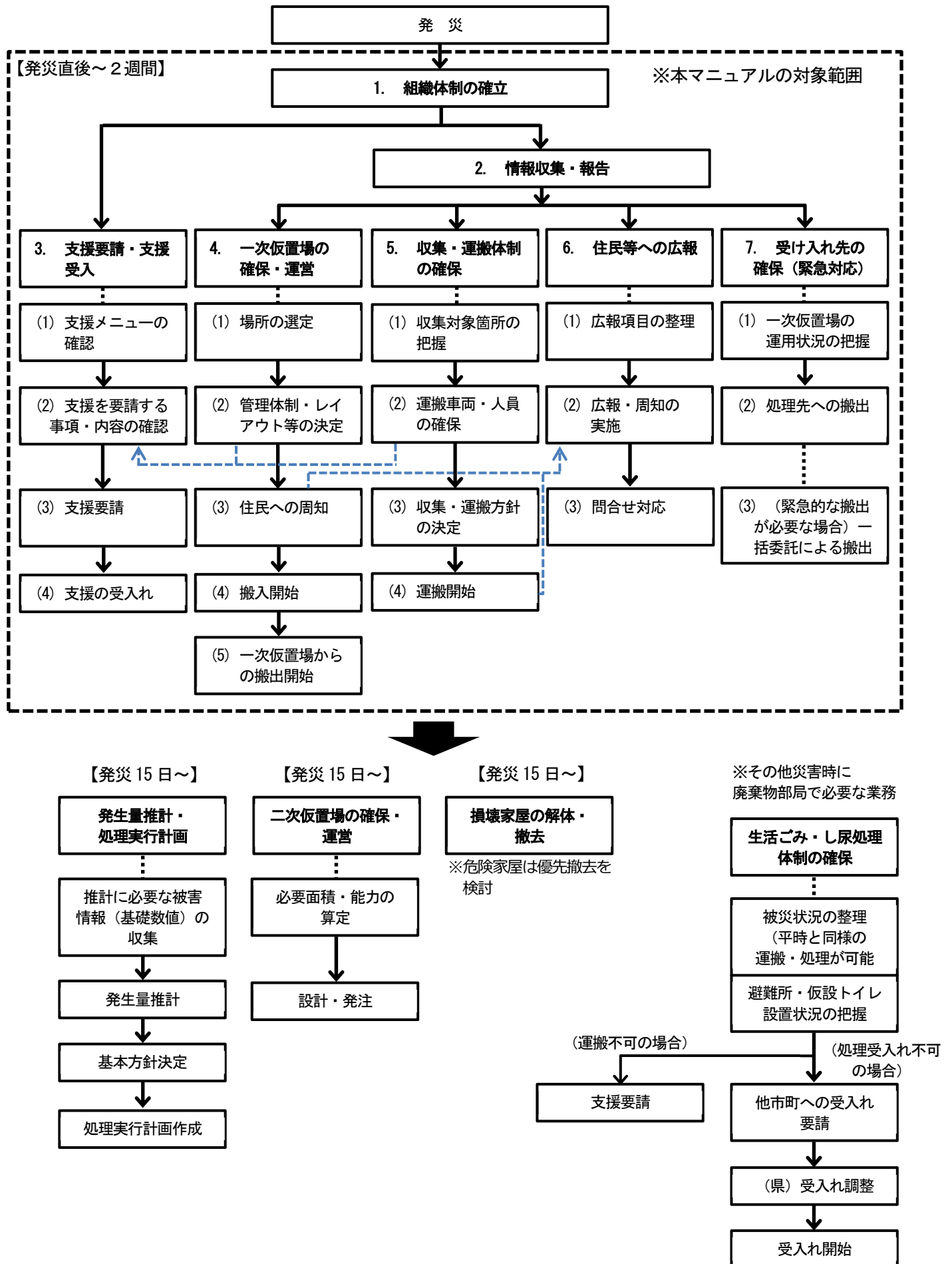


図1 本マニュアルの対象範囲

注. 【発災当日～】などのスケジュールは目安

表1 発災時の初動対応タイムライン

	発災	1日後	2日後	3日後	1週間	2週間
1. 組織体制の 確立 (p. 4~p. 5)		(1) 職員の安否及び 参集状況の確認 (2) 組織体制の検討 (3) 庁内の連携	(4) 他組織との連携			
2. 情報収集・報 告 (p. 6~p. 9)		(1) 被害状況の把握				
		(2) 情報の共有・報告				
3. 支援要請・支 援受入 (p. 10~p. 12)		(1) 支援メニ ューの確認	(2) 支援が必要な事項・内容の確認	(3) 支援要請	(4) 支援の受入れ	
4. 一次仮置場 の確保・運営 (p. 13~p. 18)		(1) 場所の選定	(2) 管理体制・レイアウト等の決定	(3) 住民への周知	(4) 搬入開始	(5) 一次仮置場か らの搬出開始
5. 収集・運搬体 制の確保 (p. 19~p. 21)		(1) 収集対象箇所の把握				
		(2) 運搬車両・人員の確保				
		(3) 収集・運搬方針の決定				
		(4) 運搬開始				
6. 住民等への 広報 (p. 22~p. 23)		(1) 広報項目の整理	(2) 広報・周知の実施			
		(3) 問合せ対応				
7. 受入先の確保 (緊急対応 等) (p. 24~p. 26)		(1) 一次仮置場の運用状況の把握				
		(2) 処理先への搬出				
		(3) (緊急的な搬出が必要な 場合) 一括委託による搬出				

※  : 取組み期間の目安

※数字は本マニュアル中の項目番号を示す

1. 組織体制の確立

■平成30年7月豪雨災害における課題等

- 発災時の役割分担が決まっておらず、初動時の対応が後手に回った。
- 廃棄物部門の人員が不足した（避難所・給水対応に人員をさかざるを得ず、他課からの応援も見込めなかった）。
- 専属組織の設置、要員の確保ができなかった。
- 土砂・廃棄物の担当部署の連携が不十分だった。

概要

- 災害廃棄物処理を円滑、迅速に行うため、発災後速やかに庁内の組織体制を確立する。
- 初動対応期に必要な役割分担は表1-1のとおり。

(1) 職員の安否及び参集状況の確認 [発災直後～]

- 所属職員の安否及び参集状況（見込み）の確認を行う。

(2) 組織体制の検討 [発災直後～]

- 災害本部組織体制の下での対応を基本とし、責務が果たせる人材と人員で構成するチームを設置して継続的な対応をする。
- 廃棄物部局内の役割分担を検討し、初動時の体制を決定する。その後、被害状況や災害の規模に応じて段階的に体制を整備する。
- 小規模自治体においては、少数の職員で多くの役割を兼務することとなるが、その場合でも各々の役割を可能な限り明確にしておく。
- 他課から応援要請があった場合でも、担当業務に時間を割けるように体制を構築することに留意する。

表 1-1 廃棄物部局の役割分担※

役割	業務内容	担当	人数（目安）
1. 組織体制の確立	職員の安否確認、他組織との連携等	廃棄物部局 リーダー	1名
2. 情報収集・報告	被害状況の把握、他組織への報告等	廃棄物部局担 当員及び他部 局からの応援	3名～6名
3. 支援要請・支援受入	支援要請、支援受入体制の確保等		
4. 一次仮置場の確保・運営	仮置場の選定、管理体制の確保等		
5. 収集・運搬体制の確保	収集・運搬方針の決定、車両の確保等		
6. 住民等への広報	広報項目の整理、広報の実施等		
7. 受入先の確保 (緊急対応等)	緊急搬出先の確保等		

※複数部局で役割分担を行い、連携して対応を行う場合もある。

(3) 庁内の連携 [発災直後～]

- 土木部局との連携方針（土砂・流木の処理主体、道路障害物の撤去方法、仮置場としての空地の利用等）の早期確認など、庁内関係部局との連携体制を確認する。
- 人手が不足する場合は、庁内他部署に応援を要請する。

(4) 他組織との連携 [発災1日後～]

- 対応人員、災害対応の知見の不足に対しては種々の人的支援や、専門家による支援（D. Waste-Net：災害廃棄物処理支援ネットワーク）などを活用（「3. 支援要請・支援受入」参照）する。

■平時における備え

- 発災時の組織体制を事前に整備する。
 - ・廃棄物担当部局だけでなく、全庁的な組織体制を検討する。
 - ・災害対応実績のある職員（異動者も含む）をリスト化し、災害時に臨時対応可能な体制を構築する。
- 特に土砂の処理対応を見越し、土木部局と事前に対処事項及び対応方法を調整する。
- 発災時の情報収集に従事する要員を決めておく。(庁舎の近くに居住する等交通遮断の影響を受けない職員)

県の役割

- 市町と同様に役割区分に応じた担当を定め、国、市町等との連絡調整や被災市町への支援を行うための体制を整備する。

2. 情報収集・報告

■平成 30 年 7 月豪雨災害における課題等

- 発災後にどんな情報を収集すべきかわからなかった。
- 発災直後の情報提供・連絡は業務量の負担が大きかった。
- 他市町の状況も参考にしたかったが、情報が入ってこなかった。
- 発災直後に市民からの電話対応に追われ、県・市の電話連絡ができない状態が続いた。

■環境省災害補助金に関する留意事項

- 災害発生時は補助金の交付を受けることができる（「災害関係業務事務処理マニュアル」参照）。
- 「被災＝補助対象」ではなく、気象状況等が採択要件を満たしている必要がある。
- 災害報告書に、道路の冠水や河川の増水、土砂崩れなど被災状況が確認できる写真を添付する必要がある。また、写真の撮影地点が地図上で確認できること。
（写真については、各自治体の災害対策本部で提供されるものを準用することも可能。）

概要

- 速やかに被害の状況、災害廃棄物処理対応の要否・規模を把握し、庁内関係課及び、県などの庁外関係機関と情報を共有する。
- 情報収集が必要な項目と情報の入手先は下表のとおり。

(1) 被害状況の把握 [発災当日～随時更新]

- 庁内の被害等の情報を収集する。

表 2-1 情報の収集内容と情報入手先

廃棄物部局が確認・作成する情報			
区分	情報収集項目	情報入手先（例）	県報告
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設被害状況・復旧見通し ・一般廃棄物処分委託業者及び許可業者の被害状況 ・関係ライフラインの供給状況・復旧見通し ・廃棄物受入れの状況及び復旧見通し 	廃棄物部局	※
仮置場の設置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所、規模、受入状況 	廃棄物部局 （＋土木部局）	※
災害廃棄物の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物発生量（見込み）、事業費見込額 他 	廃棄物部局 （＋土木部局）	※
収集運搬車両等の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬車両、機材の被害状況 ・一般廃棄物収集運搬委託業者及び許可業者の被害状況 	廃棄物部局	
他部局から入手する情報			
道路・橋梁の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況と開通見通し 	災対本部共有情報	
建物の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物被害棟数（全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水） 	災対本部共有情報	
災害発生箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害発生箇所（区域） ・浸水被害発生箇所（区域） 	災対本部共有情報	
上下水道の被害及び復旧状況	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況 ・断水（水道被害）の状況と復旧の見通し ・下水処理施設の被災状況 	水道部局	
避難所・避難者数	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所名 ・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ数 	災対本部共有情報	

※県（循環型社会課）に報告する事項（参考様式（様式1）掲載）

(2) 情報の共有・報告 [発災1日後～随時更新]

○庁内関係課と情報を共有する。

○一部の情報については様式1により県(循環型社会課)に報告する(原則として県が市町に情報提供を依頼する。)

報告方法は、電子メールを基本とするが、併せて電話連絡を行う等、複数の手段を併用して確実に情報が伝わるようにする。県は情報集約後、環境省(中国四国地方環境事務所)に報告する。

○廃棄物処理について一部事務組合を構成している場合は、組合及び他の構成市町との情報共有にも留意する。

■平時における備え

○庁内・庁外の情報収集・共有先(具体的な連絡先)を確認・整理しておく。

○災害発生時における県・市町間用電話や市民用電話対応窓口の増設等、通常の連絡手段が使用できない場合の対策を検討しておく。

県の役割

○仮置場の設置状況等の情報提供を市町に依頼し、情報をつとまとめる。

○被害が甚大で、県への速やかな情報集約が困難である場合は、情報連絡要員(厚生環境事務所・支所職員)が市町を訪問し、上述の被害情報等について能動的な情報収集を行う。

○国の担当課と定期的に連絡をつと、被害状況や支援体制、他県の状況等の情報収集を行う。

○つとまとめた情報は都度、全市町及び県厚生環境事務所・支所と共有する。

【関係機関連絡先】

機関名	住所	電話番号	FAX 番号	メールアドレス
広島県 循環型社会課	〒730-8511 広島市中区基町10番52号 南館 3階	082-513-2958	082-227-4815	kanjuncan@pref.hiroshima.lg.jp
環境省 中国四国地方環境事務所 資源循環課	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井一丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11階	086-223-1584	086-224-2081	REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp

【参考：各市町・一部事務組合担当課連絡先】

市町・一部事務組合名	担当課	住所	電話番号	FAX 番号	メールアドレス1	メールアドレス2*
広島市	環境政策課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2505	082-504-2229	ka-seisaku@city.hiroshima.lg.jp	—
呉市	環境政策課	〒737-8501 呉市中央四丁目1番6号	0823-25-3302	0823-32-1621	kansei@city.kure.lg.jp	—
竹原市	地域づくり課	〒725-8666 竹原市中央五丁目6番28号	0846-22-2279	0846-22-2280	chiiki@city.takehara.lg.jp	—
三原市	環境施設課	〒723-0061 三原市八坂町10227番地	0848-62-4197	0848-67-6069	kankyoshisetsu@city.mihara.lg.jp	kankyoshisetsu@city.mihara.hiroshima.jp
尾道市	衛生施設センター	〒722-0221 尾道市長者原一丁目220番地75	0848-48-2900	0848-48-2820	eisei@city.onomichi.lg.jp	

市町・一部 事務組合名	担当課	住所	電話番号	FAX 番号	メールアドレス 1	メールアドレス 2*
福山市	環境総務課	〒720-8501 福山市東桜町3番5号	084-928-1071	084-927-7021	kankyou-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp	—
府中市	環境衛生課	〒726-0002 府中市鶴飼町74番地2	0847-43-9222	0847-43-9223	kankyou@city.fuchu.hiroshima.jp	—
三次市	環境政策課	〒729-6213 広島県三次市廻神町1820-12	0824-66-3449	0824-66-3168	shigen@city.miyoshi.hiroshima.jp	—
庄原市	環境政策課	〒727-0003 庄原市是松町20番25	0824-72-1398	0824-72-5517	kankyou-recycle@city.shobara.lg.jp	—
大竹市	環境整備課	〒739-0601 大竹市東栄三丁目4番地	0827-52-5101	0827-52-5180	kankyo-rc@city.otake.lg.jp	kanko-rc@city.otake.hiroshima.jp
東広島市	廃棄物対策課	〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号	082-420-0926	082-426-3115	hgh200926@city.higashihiroshima.lg.jp	—
廿日市市	循環型社会推進課	〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号	0829-30-9133	0829-31-0133	junkansuishin@city.hatsukaichi.lg.jp	—
安芸高田市	社会環境課	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地	0826-42-1126	0826-47-1206	shakaikankyo@city.akitakata.lg.jp	shakaikankyo@city.akitakata.jp
江田島市	生活環境課	〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地	0823-43-1637	0823-57-4432	skankyou@city.etajima.lg.jp	—
府中町	環境課	〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目5番1号	082-286-3242	082-284-7111	kankyouka@town.hiroshima-fuchu.lg.jp	kankyouka@town.fuchu.hiroshima.jp
海田町	地域みらい課	〒736-8601 安芸郡海田町南昭和町14番17号	082-823-9219	082-823-9203	mirai@town.kaita.lg.jp	—
熊野町	生活環境課	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	082-820-5606	082-854-8009	seikatsu@town.kumano.lg.jp	—
坂町	環境防災課	〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	082-820-1506	082-820-1522	bousai@town.saka.lg.jp	—
安芸太田町	衛生対策室	〒731-3411 山県郡安芸太田町大字穴1456番地1	0826-23-1120	0826-23-1170	eisei@town.akiota.lg.jp	—
北広島町	環境生活課	〒731-1595 山県郡北広島町有田1234番地	0826-72-7365	0826-72-5242	kankyo@town.kitahiroshima.lg.jp	—
大崎上島町	環境衛生課	〒725-0301 豊田郡大崎上島町中野2067-1	0846-64-3513	0846-64-3514	eisei@town.osakikamijima.lg.jp	—

市町・一部 事務組合名	担当課	住所	電話番号	FAX 番号	メールアドレス 1	メールアドレス 2※
世羅町	町民課	〒722-1192 世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1	0847-22- 4513	0847-22- 2768	kankyo@town.sera.h iroshima.jp	—
神石高原町	健康衛 生課	〒720-1522 神石郡神石高原町小島 1701 番地	0847-89- 3336	0847-89- 3022	jk-kenko@town.jins ekikogen.hiroshim a.jp	—
安芸地区衛 生施設管理 組合	施設課	〒731-4301 安芸郡坂町 21322 番地の 8	082-885- 2538	082-884- 2205	shisetsu@akieikan. or.jp	—
芸北広域環 境施設組合	事務局	〒731-1513 山県郡北広島町川井 11080 番地 18	0826-72- 8871	0826-72- 8303	g-kouiki@town.kita hiroshima.lg.jp	—
三原広域市 町村圏事務 組合	不燃物 処理工 場	〒722-1414 三原市八坂町 10227 番地	0848-62- 1200	0848-62- 1330	kankyoshisetsu@cit y.mihara.lg.jp	kankyoshisetsu@ city.mihara.hirosh ima.jp
広島中央環 境衛生組合	総務課	〒739-0022 東広島市西条町上三永 10759 番地 2	082-426- 0852	082-426- 0674	hc4260852@hirochu- k.jp	—

※メールアドレス 1 が LGWAN 専用でインターネット経由のメールが受信できない場合は、メールアドレス 2 に受信可能なアドレスを記載

3. 支援要請・支援受入

■平成 30 年 7 月豪雨災害における課題等

- 県と事業者団体との協定の内容を知らなかったため、要請が遅れた。
- 支援要請の具体的な手続きが定められておらず、混乱した。
- 協定に基づく具体的な支援内容が分からなかったため、適確な要請ができなかった。
- 支援を求める業務を具体的に示せなかった。
- 課題・手法の提案に応えられる人員配置ができなかった。
- 支援団体との調整や受入れ体制を整えるための人員が不足した。

概要

(1) 支援メニューの確認 → (2) 支援が必要な項目の確認 → (3) 支援要請 → (4) 支援の受入
各支援団体に対し支援要請を行い、災害廃棄物を迅速処理できる体制を確保する。

(1) 支援メニューの確認 [発災 1 日後]

関係団体による支援を受けることが可能な項目は次のとおり。(平成 30 年 7 月豪雨災害において活用例があるものを中心に掲載した。ここでいう支援とは、民間事業者への緊急随契による委託等ではなく、協定や善意の協力等に基づき行われる支援をいう。)

①廃棄物処理に係る支援

表 3-1 関係団体による支援内容等

支援団体		支援内容	費用負担等	要請窓口・手続き
市町と関係団体の協定に基づく支援		○各協定の内容に従う。 ○県の協定と内容が重複する場合は、市町の協定を優先する。	—	市町→団体
市町への支援 県と関係団体の協定に基づく	(一社) 広島県資源循環協会	○災害廃棄物の仮置場の設置及び管理 ○災害廃棄物の撤去、収集運搬及び処分 ○前各号に伴う必要事項 <u>下線は主なもの</u>	※	市町→県→団体
	(一社) 広島県清掃事業連合会	○災害廃棄物の撤去、収集運搬 ○災害時における生活系一般廃棄物の収集運搬 <u>下線は主なもの</u>	無償	市町→県→団体
	広島県環境整備事業協同組合	○災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な機材、物資等の提供 ○災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な人員の派遣	無償	市町→県→団体
	広島県環境保全事業連合会	○その他災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し必要な事項	無償	市町→県→団体
全国の自治体 ((公社) 全国都市清掃会議)		○災害廃棄物の収集運搬に係る人員・機材の提供	—	市町→県→環境省→全都清・各自治体
中国ブロックの自治体 (災害廃棄物対策中国ブロック協議会) (事務局: 中国四国地方環境事務所)		○災害廃棄物処理に必要な人員の派遣等	—	市町→県→環境省→各自治体
D. Waste-Net (事務局: 環境省)		○災害廃棄物処理に関する知識・経験を有する専門家の派遣等	—	市町→県→環境省→構成メンバー
全国の自治体		○災害廃棄物処理に必要な人員の派遣等	—	各自治体等 (プッシュ型派遣)
自衛隊		○災害廃棄物の撤去	—	市町→県→環境省 (国災対本部)
(県からの専門家派遣)		○災害廃棄物の処理方法、処理先の確保、発生量推計等支援	—	市町→県

(近隣市町による生活ごみ等の緊急受入れ)	○処理施設が被災し受入ができない場合の代替受入れ	原則有償	市町→(県→)近隣市町
市町社会福祉協議会を通じたボランティア	○災害廃棄物の撤去等	—	市町→団体
地域のシルバー人材センターを通じたシルバー人材	○災害廃棄物の撤去等	—	市町→団体

※(一社)広島県資源循環協会の支援について

- 初動対応期間(2週間程度)において災害廃棄物処理対策推進員等が行う被災市町との連絡調整並びに仮置場管理協力及び技術支援については、無償とする。
- 初動対応期間においても、重機・車両等の調達を伴う支援等は有償とする。
- 初動対応期間終了後は、市町と支援団体との間で協議の上、有償での業務委託に順次移行する。
(無償支援の期間中に有償委託に移行するための予算を確保する必要がある。)
- 業務単価については、(一社)広島県資源循環協会が定める災害廃棄物処理等運営要領によるものとする。(令和3年3月に覚書を締結。)

②災害対応全般に係る支援(人的支援など)

中国5県の相互支援協定や、被災自治体応援職員確保システム(総務省)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)等により、発災直後から防災部局を中心とした様々な人的支援が行われるが、これらの支援の中で災害廃棄物のエキスパートが派遣された事例もあるので、防災部局と連携して積極的な要望を行うことが効果的。

県の役割

- 市町からの要請を受け、支援団体への協力要請を行う。
- 情報連絡要員(厚生環境事務所・支所職員)による市町訪問等により、市町の支援ニーズを把握する。
- 広域的な支援が必要となる場合は、市町からの要請や国による調整の状況も踏まえつつ、他県の担当窓口と支援に係る連絡調整を行う。

(2) 支援を要請する事項・内容の確認 [発災2日後～1週間]

①支援が必要な事項の確認(4.(2)、5.(2)の内容に沿って支援を要する項目を確認する)

- 廃棄物処理に係る人員、機材(車両・重機等)の不足がないか。
災害廃棄物の収集運搬、生活ごみの収集運搬、し尿等の収集運搬、仮置場の管理等
- 災害廃棄物の処理に関する全体的な知見が不足していないか(経験のある職員はいるか)。
- 焼却施設・し尿処理施設等での生活ごみ・し尿等の受入れに支障はないか。(支障がある場合、復旧見込みはどうか)。
- 市町の事務処理要員は足りているか。
不足が生じている場合は、可能な限り具体的に不足量を見積もる。

②支援要請先の決定

- 必要な支援を実施可能な団体を選定する。
各団体の実施可能事項について不明な点がある場合は、適宜県に相談する。

(3) 支援要請 [発災2日後～1週間]

- 関係団体と市町の協定に基づく要請
(各協定及び関連する規定に従い対応する。)
- 関係団体と県との協定に基づく支援要請の手続き
 - ①市町は、様式2により要請事項・要請先団体等の必要事項を記載し、県(循環型社会課)に電子メール※で送付するとともに、電話により口頭で概要を伝える。
※例外的にFAXで送付する場合は、あらかじめ県に電話で連絡する。
 - ②県は、様式2により要請先団体に電子メールで市町からの要請内容を送付するとともに、電話により口頭で概要を伝える。(市町から要請がある度に随時実施)
 - ③支援団体(支部含む)は、市町に連絡し、支援の具体的な内容について相互に調整する。

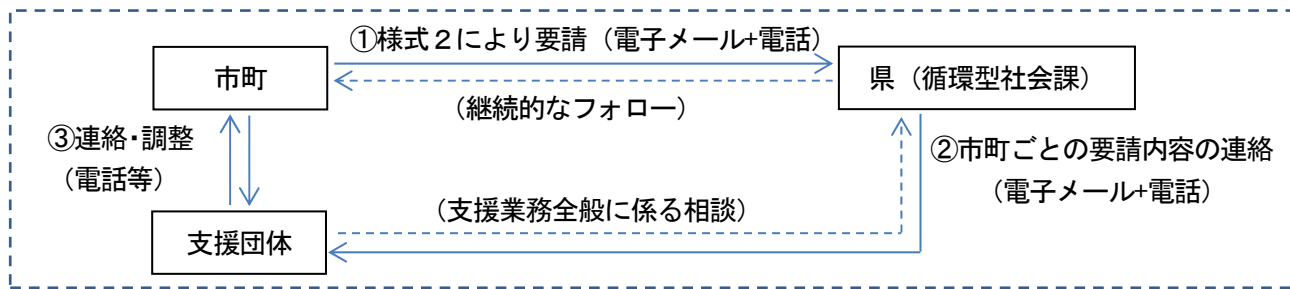


図 3-1 関係団体と県との協定に基づく支援要請の手続き

【関係団体連絡先】

機関名	住所	電話番号	FAX 番号	メールアドレス
(一社) 広島県資源循環協会	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 7-47	082-247-8499	082-247-9719	hshigen@gol.com
(一社) 広島県清掃事業連合会	〒730-0051 広島市中区大手町三丁目 1-3 IT 大手町ビル 10 階	082-545-5345	082-543-2773	hiroseiren2015@gmail.com
広島県環境整備事業協同組合	〒730-0841 広島市中区舟入町 2 番 20 号 三栄広島ビル 101	082-208-0512	082-208-0513	info@hirokankyou.jp
広島県環境保全事業連合会	〒730-0051 広島市中区大手町三丁目 1-3 IT 大手町ビル 10 階	082-546-9087	082-546-9088	info@hirokanren.or.jp

○その他の支援

全国都市清掃会議の調整による収集運搬人員・機材の派遣、D.Waste-Net による支援等、国が調整を行うものについては、上記に準じて、県が窓口となり市町の要望をとりまとめる。具体的な手続きについては、災害毎に通知する。

(D.Waste-Net による支援等は、市町の対応状況等を踏まえ、要請がなくても、自主的に支援を行う場合がある。)

(人員等の不足量を見積もることが困難な場合は、まず支援が必要な項目のみ伝達し、支援の具体的な内容については現場を確認しながら支援者と協議して判断する。)

(4) 支援の受入れ [発災 3 日後～2 週間]

① 執務スペース・駐車場等の確保

② 指示体制の確保

- 調整・指示を行う市町側の担当窓口を支援団体ごとに一本化する。
- 複数の人員が派遣される場合、複数団体が同種の業務に従事する場合には、できるだけ支援団体側で業務を統括するリーダーを置くようにする。
- (一社) 広島県資源循環協会からの支援については、令和 3 年 3 月に策定された「(一社) 広島県資源循環協会災害廃棄物処理等運営要領」に基づき、速やかに支援の具体的な調整を行う。また、支援は令和 5 年 7 月に策定された「災害廃棄物仮置場の運用管理に関わる業務マニュアル」に基づき行われるため、内容を確認しておく。

■平時における備え

- 協定締結先団体等への具体的な支援要請手続きを定め、関係者間で共有しておく。
- 地域の処理業者、業界団体支部等とあらかじめ災害時の対応についてとりきめておく。
- 市町と関係団体の協定の内容を確認し、要請可能な支援内容のリストを作成しておく。
- 災害時の支援要員用の執務スペースや、収集運搬車両の拠点となる場所をあらかじめ想定しておく。また、支援要員の宿泊可能な生活拠点を事前にリスト化しておくことが望ましい。

4. 一次仮置場の確保・運営

■平成 30 年 7 月豪雨災害における課題等

- 仮置場を事前に選定しておらず、発災後の仮置場の確保に苦慮した。
- 交通遮断により、担当課がすぐに現地に入れなかった。
- 住家に近い仮置場では、近隣からの苦情があった。
- 分別指導まで手が回らず、混雑化が避けられなかった。
- 分別区分をどのようにすべきか分からなかった。

■環境省災害補助金に関する留意事項

- 補助金の交付を受けるには、国への提出書類（災害報告書）や査定資料の作成に備え、次の対応等しておくことが必要である。
 - ・仮置場設置前及び、災害廃棄物の収集開始前の仮置場の状況を確認できる写真の撮影。
 - ・仮置場内の状況や災害廃棄物の収集・運搬・処理の状況を確認できる写真の撮影。
 - ・仮置場で仮囲いや敷鉄板等の仮設物を設置している場合、その数量等を確認できる図面の作成。
 - ・仮置場を設置した場合は、被災状況や収集の体制等を考慮したうえでの設置理由等の整理。
 - ・仮置場での誘導員数の必要性の整理。
 - ・事業費の根拠となる作業日報や運行記録、処理伝票等。
- 事業者処理委託する場合、3者見積又は入札による業者選定を基本とする。
ただし、3者見積によって選定した場合でも、周辺状況や過去の事例と比較して極端に費用が高い場合は、その理由の説明が必要になる。

概要

- (1) 場所の選定 → (2) 管理体制・レイアウト等の決定 → (3) 住民への周知 → (4) 搬入開始
→ (5) 一次仮置場からの搬出開始
(詳細は、県が令和2年6月に作成した「一次仮置場の設置運営に係る手引き」を参照
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/934643_8579063_misc.pdf)

(1) 場所の選定 [発災1日後～2日後]

①仮置場の候補地選定

- 次の事項を考慮して、あらかじめ仮置場の候補地を選定しておく。
 - ・廃棄物処理施設（ごみ処理施設、最終処分場（跡地を含む））、グラウンド、公園、未利用工業団地等の公有地である（学校等の避難場所として指定されている施設、周辺住民や環境への影響が大きい地域は避ける）。
 - ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地である（借り上げをする）。
 - ・効率的な搬出入ルートや大型車両の走行に必要な道路幅員が確保できる。
- 発災後直ちに場所等を確認できるように、仮置場候補地の一覧表を作成し、地図にプロットする。

表 4-1 仮置場候補地 一覧（市町があらかじめ記載）

所管部署 (連絡先)	施設名	所在地	面積 (m ²)	搬入出可能な 車両の大きさ	備考

②仮置場の決定

- あらかじめ選定した仮置場の候補地から、次の事項を考慮して使用する仮置場を決定する。
 - ・被災により使用不能になっていない。
 - ・被災によりアクセスが大幅に制限されていない。
 - ・被災者が車両等により自ら搬入できる範囲である（住民による自己搬入を想定していない場合はこの限りではない）。

- ・公有地が望ましい。
- ・可能な限り広い（目安は3,000 m²以上）。
- ・長期間使用できることが望ましい。
- ・舗装されていることが望ましい。
- ・推定した災害廃棄物の発生量を考慮した数及び面積を確保する。

（災害廃棄物発生量の推計式は、以下の環境省ホームページを参照して計算すること。）

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/download/pdf/046_gi14-2.pdf

- 使用する仮置場の決定について、関係部局及び周辺住民への説明を実施する。
- 水害の場合は、水が引いた直後から片付けごみが排出され、自治体が指定した場所以外に住民が独自で利用する自主的な仮置場が設置される場合もあるため、速やかに市町による設置を検討する（平成30年7月豪雨における広島県内の事例では、最短で翌日から仮置場を設置した自治体もある）。
- 住家が近接する場所に廃棄物が積み上がらないよう、仮置場に係る相談窓口等を速やかに広報し、道路寸断等でやむを得ず積み上がった場合は、自治会等と連携して場所を確認・整理した上で、道路復旧後優先的に撤去する。
- 地区が孤立している場合は、支所及び自治会等と連携し、地域で対応する。
- やむなく学校や住家が近接している場所を仮置場として使用せざるを得ない場合は、使用期間中に大気騒音、振動等の環境モニタリングを行うなど、周辺への影響を確認すると共に、優先的に災害廃棄物を撤去すべき仮置場を把握しておく。
- 住民から苦情が生じた際には、具体的な内容を聞き取りの上、散水や飛散防止ネットの設置などの必要な環境保全対策を講じる。
- 便乗ごみになりやすい廃家電類等は、自治体や一部事務組合が運営するクリーンセンターなどの管理可能な場所への直接持込に限定することも考慮する。
- 災害廃棄物の発生状況や運営費用等を総合的に考慮し、仮置場の当面の開設期間を定める（開設期間の延長は随時検討する）。

■平時における備え

- 周辺住民や環境への影響、搬入道路の状況等を踏まえ、できる限り広い面積を確保できるよう、あらかじめ公有地や未利用民有地をリストアップして仮置場の候補地を選定し、地図にプロットするなどして場所を確認できるようにしておく。
- 管理を見越して、トイレや水道の使用の可否を選定条件に入れることも考慮する。

(2) 管理体制・レイアウト等の決定 [発災1日後～2日後]

①仮置場のレイアウト（分別配置図、車両動線）の決定

- 仮置場ごとに分別区分を定めて保管位置を決める。
- 分別区分は次の区分を参考に、各市町の処理区分や処理方法に応じて決定する。
- 仮置場内を円滑に通行できるように、動線を一方通行にすることが望ましい。
- 渋滞緩和のため、入口から数台分の待機スペースを取っておくことが望ましい。

表 4-2 分別区分

分別区分	具体例
木くず	柱、梁等（リサイクル可能なもの）
可燃物（畳、布団等）	畳、布団、家具、その他可燃物
不燃物	ガラス、瓦、レンガ等
石膏ボード	石膏ボード
スレート板	スレート板
コンクリートがら	コンクリート破片
家電類	家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）、その他家電
金属類	各種金属製品
処理困難物（危険物）	消火器、ガスボンベ、灯油等

注. 家電類は便乗ごみの排出を促進する可能性もあるため、自治体判断により仮置場レイアウトから除外したり、クリーンセンターなど管理可能な場所への直接持込に限定したりすることも考えられる。
 注. 上記区分のほか、土砂災害時には、廃棄物混入土砂（市街地に流入し、流木その他廃棄物と混在している堆積土砂等）をレイアウトに追加する。

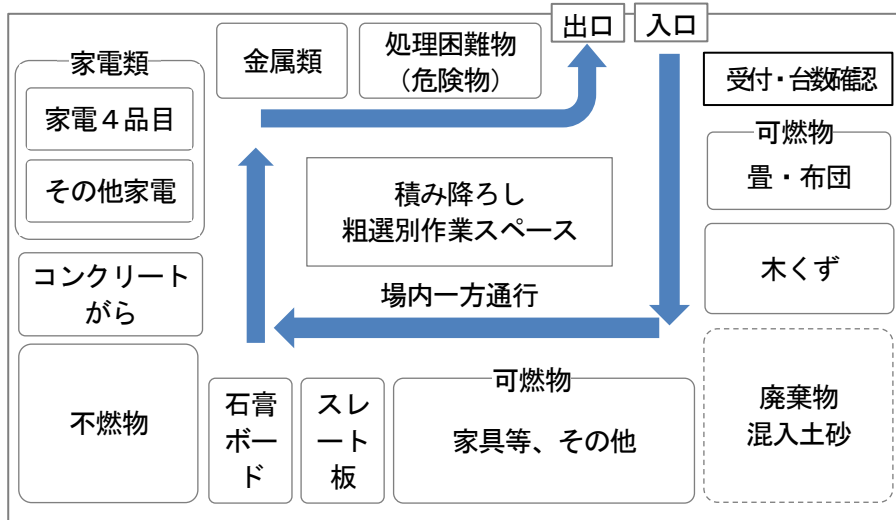


図 4-1 標準的な仮置場レイアウト

注. 災害の種類により配置の割合は変更する必要がある（地震時はがれき類等が増え、風水害時には畳（ふとん、マットレス）が増えるなど）。

②必要資機材の確保

- 仮置場の運営に必要な資機材（表 4-3 を参照）を、あらかじめ準備する。
- 緊急随契などによる速やかな委託発注を検討する。
- 産業廃棄物業者の活用を検討する（「7. 受け入れ先の確保（緊急対応）」を参照）。

表 4-3 一次仮置場における必要資機材リスト

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	マグネット付のバックホウ等	敷鉄板の敷設		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（侵入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、	○	
	マグネット、スケルトン	搬出車両の積み込み		○
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、眼鏡、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○

管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量	○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止	○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮	○
	飛散防止ネット	飛散防止	○
	防塵ネット	粉じんの飛散防止	○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止	○
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用	○
	消臭剤	臭気対策	○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策	○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）	○
	掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）	○

③仮置場の管理人数の決定

○仮置場における次の管理業務を実施するために、必要な人員を決める。

- ・仮置場及びその周辺の交通整理、車両誘導
- ・車両からの荷下ろし、分別の手伝い（分別指導を含む）
- ・搬入時間外の警備（不法投棄防止、盗難防止）

○搬入される災害廃棄物の量や仮置場の広さ等の状況に応じて、随時人数を調整すること。

表 4-4 仮置場の役割と必要人数例

仮置場の役割	人数
受付	2人
交通誘導	2人
分別指導・荷下ろし補助	5～6人
重機オペレーター	2人

発災後ただちに人員を確保できるように、仮置場の必要人数と役割を整理しておく。

④仮置場の管理の委託・要請

○仮置場管理業務は委託・要請することができる。必要な人員は、職員のほか、協定に基づく無償支援、有償委託（建設業者、廃棄物関係業者、警備会社等）により確保し、常時複数人が作業に当たれる体制にする。

表 4-5 仮置場管理業務の委託・要請先

管理業務候補先	対応手段等
産業廃棄物関係業者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害支援協定に基づき、広島県を通して広島県資源循環協会に対し、仮置場の管理に係る人員及び資機材の支援を様式2により要請する。 ・仮置場管理に係る無償支援期間は、要請から2週間程。 ・以後は、あらかじめ決めた単価表を参考に、業務委託する。
一般廃棄物関係業者	<ul style="list-style-type: none"> ・平時にあらかじめリスト化する。
建設業者	<ul style="list-style-type: none"> ・平時にあらかじめリスト化する。
警備会社	<ul style="list-style-type: none"> ・平時にあらかじめリスト化する。
市町職員OB	<ul style="list-style-type: none"> ・市町OB会事務局に協力要請する。

■平時における備え

- 管理体制を事前に定めておく（災害廃棄物担当課以外の全庁的な管理体制を確保する）。
- 事前に選定した仮置場の候補地ごとに、あらかじめ仮置場のレイアウト（分別配置図、車両動線）を定めておく。
- 仮置場の管理業務に必要な人員や資機材の確保について、関係業者・業界団体と災害支援・応援に係る協定を締結しておく。
- 市町が保有する資機材については、保管場所を確認できるように一覧表を作成し、各担当部署で定期的に確認しておく。
- 廃棄物が混載状態で搬入されると車両の渋滞を誘発するため、分別方法について周知しておく。
- 仮置場管理の業務委託について、契約単価を事前に定めておく。

(3) 住民への周知 [発災 1 日後～ 2 日後]

①仮置場利用に関する広報内容の決定

- 混合廃棄物にならないための仮置場の利用方法や留意点などを決定する。

表 4-6 広報内容

<ul style="list-style-type: none">・ 仮置場の場所、搬入開始日、搬入時間・曜日、搬入終了日 （廃家電などの便乗ごみになりやすいものは、自治体等が管理可能な場所への直接持込に限定したり、引き取りの場合でも写真撮影及び現物確認を必須としたりするなど工夫する。）・ 仮置場の案内図、分別方法別配置図・ 分別方法・ 仮置場に持ち込み不可であるもの（生ごみ（生活ごみ）、有害廃棄物、引火性のもの）と、それらの処理方法・ 災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書など（罹災証明書は発行まで時間がかかる））

②仮置場利用に関する広報の実施

- 仮置場の現地や避難所の張り紙・立て看板、自治会等の回覧版、広報紙、自治体ホームページ、地域のCATV やラジオ、地元紙の取材等、様々な手段で広報・周知する。
- 住民からの問合せに対応できるように、自治体の庁内で広報内容を情報共有する。

■平時における備え

- 広報資料はあらかじめひな形を作成しておく（住民向け、ボランティア向けなどの対象者別や、掲示用・配布用チラシ、広報紙・ホームページ・SNS などの媒体別に作成）。
- 基本的な分別方法はあらかじめ周知しておく。（定期的に配布する一般ごみ収集の案内などに災害時の分別方法を示すなど）
- 各市町の社会福祉協議会の担当者と、連絡先を共有しておく。

(4) 搬入開始 [発災 1 日後～ 2 日後]

①片付けごみの搬入管理

- 搬入の受付（搬入者の確認、搬入物の確認、搬入台数のカウント）、場内案内、分別指導、荷下ろし等の人員を確保し、混合ごみを抑制する。
- 分別指導を適切に行うため、分別スペースには掲示板のみでなく、管理職員を配置する。
- なるべく奥からごみを置いていく、重機による整理とかきあげを行う（仮置場管理業務として廃棄物処理業者に委託する）等の工夫により、効率的に土地を活用する。
- 分別を促す見せごみ（種類別に集積した山）を設置することで、後から搬入する住民に対し前例に倣い分別された状態での搬入を促進させ、混合ごみの発生を抑制する。
- 不法投棄や便乗ごみ禁止の掲示を行い、夜間等の仮置場を開設していない時間は閉鎖する。

表 4-7 受入れ判断に迷った場合の問合せ先

問合せ先	担当課	電話番号
広島県	環境県民局循環型社会課	082-513-2958

②二次災害の防止

- 可燃物、木くず等の廃棄物の山は高さ 5 m 以下、一山当たり設置面積 200 m² 以下、堆積物の間隔を 2 m 以上開けるなどをして火災を予防する。
- 生ごみの持込禁止、薬剤の事前準備、散水などにより、仮置場周辺の衛生環境を維持する。
- 未舗装の仮置場には砕石や鉄板設置、仮舗装などにより、車両・重機の通行確保や汚水の浸透防止を図る。
- 作業時には手袋、ヘルメット、防塵マスク等を準備し、作業員の安全を確保する。

■平時における備え

- 受入れ判断に迷った場合の事例を整理し、問合せ先を確認しておく。

(5) 一次仮置場からの搬出開始 [発災 1 週間後～]

一次仮置場から、処理先もしくは二次仮置場に搬出する。搬出に際しては、一次仮置場の運用状況（分別状況等）について搬出先と情報共有し、搬出先で行う必要がある作業（ふるい機での選別等）について事前に調整しておく。（「7. 受入先の確保（緊急対応含む）」を参照。）

■平時における備え

- 考えられる処理先及び二次仮置場を地図にプロットするなどし、一次仮置場からの運搬ルートを検討しておく。

県の役割

- 市町から情報を収集し、仮置場の設置・管理状況について、市町と情報共有するとともに、課題等を把握し、必要な助言等を行う。
- 災害廃棄物の発生量が多い市町へは、情報連絡要員（厚生環境事務所・支所職員）が訪問し、現地確認を行う。
- 仮置場として利用可能な県有地について、市町に情報提供する。

5. 収集・運搬体制の確保

■平成30年7月豪雨災害における課題等

- 収集運搬方針の決定に時間を要し、災害廃棄物が道路に山積した。
- 道路寸断により市町で設定した仮置場への運搬ができず、管理する者がいない仮置場が発生した。
- 急ぎの発注方法が不明。
- 土砂系は手持ちの車両（パッカー車）では対応できなかった。
- 平時の一廃収運業者に運んでもらったが、ペースが遅かった。
- 一次仮置場までの運搬は住民に任せるしかなかった。

■環境省災害補助金に関する留意事項

- 補助金の交付を受けるには、国への提出書類（災害報告書）や査定資料の作成に備えた対応をしておくこと。
 - ・仮置場内の状況や災害廃棄物の収集・運搬・処理の状況が確認できる写真。
 - ・事業費の根拠となる作業日報や運行記録、処理伝票等。
- 事業者に処理委託する場合、3者見積又は入札により業者選定を行うことを基本とすること。
ただし、3者見積によって選定した場合でも、周辺状況や過去の事例と比較して極端に費用が高い場合は、その理由の説明が必要。

概要

(1) 収集対象箇所の把握 → (2) 運搬車両・人員の確保 → (3) 収集・運搬方針の決定 → (4) 運搬開始
被災現場から一次仮置場及び処理施設への災害廃棄物の収集・運搬に係る方針を決定、収集ルートの設定、人員・機材の確保を行う。

災害廃棄物は生活ごみ（避難所のごみを含む）と分けて収集を行う必要があることに留意する。

(1) 収集対象箇所の把握 [発災1日後～随時更新]

- 自治会等と連携し、収集対象となる拠点（ゴミステーション、戸別回収を行うエリア、その他市が指定する場所等）を地図にプロットするなどして整理する。
- 道路の寸断などですぐに収集できない地区についても、道路復旧後速やかに収集開始できるよう、関係部署からの情報やひろしま道路ナビの道路規制情報等を確認する。

(2) 運搬車両・人員の確保 [発災1日後～1週間後]

①収集・運搬車両、作業人員の確保

- 平時の人員・機材で対応可能か検討する（生活ごみの収集・運搬を考慮して確保する）。
- 地域の一般廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物収集運搬業者に協力を求める。あらかじめ協定を締結している場合は、協定を活用する。
- 県に広域的な収集・運搬車両確保の支援を要請する。（県と関係団体の協定に基づく支援、全都清による全国自治体の支援）
- 水害時には水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物の運搬が必要になるため、平積みダンプや積み下ろしの重機も合わせて確保する。

②委託による収集・運搬

- 物価本や市町の公共工事積算単価等の公表されている金額を用いる、3者見積もりを取る等、可能な限り適正な価格により契約できるように契約単価を設定する。

表 5-1 緊急随契を行う際の注意点や、緊急特例工事で対応した例

項目	事例
緊急随契を行う際の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書は可能な限り3社分とる（とれなければ辞退届を徴収） ・出面での清算を行う場合、写真管理や積算方法等を依頼時に業者へ指示しておく ・随意契約とした合理的な理由を整理しておく
緊急特例工事で対応した例	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の管理運営業務 ・家屋解体工事 ・民有地の土砂等撤去工事 等

○許可の取扱い：市町が一般廃棄物の収集運搬を委託する場合、受託者は一般廃棄物処理業の許可を有する者でなくてもよいが、委託基準を遵守する必要がある。

(3) 収集・運搬方針の決定 [発災1日後～2日後]

○収集・運搬方針の考え方は次のとおり。

- ・収集運搬は平時と同様に市町が行う事を基本とし、速やかに、業界団体等の支援を得ながら、収集運搬体制を構築する。
- ・市町による収集運搬体制構築までの間を中心に、住民による自己搬入を受け入れる。
- ・仮置場までの自己搬入の支援体制については、ボランティアの活用を考慮に入れる。
- ・ボランティアの支援を受けても、被災地から廃棄物の搬出が滞る場合は、収集運搬能力を高めるため、市町による収集運搬の委託先候補としてシルバー人材センターの活用を考慮に入れる。

○その他検討すべき事項は次のとおり。

- ・ステーション回収・戸別回収の実施有無、実施しない場合の収集方法（仮置場は設置せず直接（クリーンセンターなどの処理先に）搬入など）。
- ・通常のごみ収集を継続するか否か。（災害廃棄物対応のため、一部のごみ収集を1週間程度停止することも有効）。
- ・腐敗性廃棄物や有害廃棄物・危険物など優先して収集運搬する廃棄物。

表 5-2 市町による運搬と住民による自己搬入の留意事項

区分	市町による運搬	住民による自己搬入
概要	・住民が自宅の敷地外に排出した片付けごみを市町が巡回回収する。	・市町が設置・管理する仮置場に、住民が片付けごみを直接搬入する
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の負担を小さくできる ・仮置場の設置数を抑制できる ・収集段階で分別できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間に被災地から災害廃棄物を搬出できる ・仮置場での分別・管理を行うことで、ごみの混合化や周辺生活環境への影響を防ぐことができる
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬員・作業員数を多く要する ・収集運搬計画を立てる必要がある ・収集段階で確実な分別をするために、収集運搬員・作業員へ教育が必要になる ・収集運搬能力が不足すると、路上に災害廃棄物があふれて、交通に支障をきたす事態となる ・被災規模が大きい場合、市町による運搬のみでは生活環境の悪化を招くことなく収集しきことは難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の負担が大きくなる ・搬入車両により、渋滞を招く恐れがある ・被災者の利便性のため、仮置場の設置数を多くする必要がある ・仮置場作業員が不足すると、分別の徹底が難しくなり、多量の混合廃棄物が発生するおそれがある

出典：「災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成29年3月、環境省東北地方環境事務所）をもとに作成

(4) 運搬開始 [発災2日後～1週間後]

①道路の確保

○道路啓開状況を確認し、運搬ルートを確保する。

②運搬の開始

○市町・収集事業者の車両による運搬を開始する。

- ・(2) で確保した車両により運搬を開始する。
 - ・運搬量（仮置き量）を重量（体積）別車両台数や、計量により把握する。
- 住民やボランティア等による運搬を開始する。
- ・被災現場から一次仮置場の距離が短い場合など、住民による自己搬入を開始する。
 - ・住民や、ボランティアに対して、運搬前の被災現場における分別方法や、仮置場への運搬後の分別の留意点等を十分に広報・周知する。

■平時における備え

- 仮置場の設置箇所・対象エリア、収集方法（ステーション回収の実施可否）を検討しておく。
- 仮置場設置箇所を考慮した市町による収集ルート及び住民による自己搬入ルートを検討しておく。
- 処理・処分事業者の検討や、処理先の受入基準、搬入要領を確認しておく。
- 平時から、災害廃棄物の収集方法（仮置場の設置、生活ごみとの分別、収集方法など）について住民に広報・啓発しておく。
- 平時から、一般廃棄物の処理委託業者及び許可業者と災害時における協力体制の構築に努める。
- 利用可能な運搬車両の所在、運搬台数、運搬可能量を検討しておく。
- 地元企業との事前協定を締結しておく。
- 契約単価をあらかじめ定めておく。

県の役割

- 市町からの収集・運搬車両及び人員の確保に係る要請や把握した支援ニーズを受け、支援団体への協力要請を行う。

6. 住民等への広報

■平成 30 年 7 月豪雨災害における課題等

- 広報すべき項目がわからず、仮置場の情報等について広報が遅れた。
- 発災当初、職員への意識統一がされず住民に誤った情報を伝えるなどのトラブルが発生した。
- 問合せ対応に多くの手間をとられ、処理の実務を進められなかった。
→ 専用の問合せ窓口の開設により改善する。

概要

(1) 広報項目の整理 → (2) 広報の実施 → (3) 問合せ対応

災害廃棄物を適正、迅速に処理するために、住民、ボランティア、事業者等へ広報を行う。

(1) 広報項目の整理 [発災 1 日後～2 日後]

① 広報項目の検討

表 6-1 必要な広報項目

項目	内容
仮置場に関する情報	一次仮置場の設置状況 場所、設置予定期間、分別方法、収集期間、処理の概要
災害廃棄物に関する情報	災害廃棄物の収集方法 戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物などの排出方法
	禁止事項の案内 便乗ごみ（災害と関係のないごみ、産廃）の排出、不法投棄、野焼き、生活ごみ（生ごみ）の搬入
	問合せ窓口 市町への問合せ窓口、ボランティアの支援依頼窓口
	生活系ごみ、し尿の収集 収集方法等
	被災自動車等の確認※ 所有者確認、保管場所、期間、手続き等
	被災家屋の撤去等※ 対象物、手続き等
	費用の償還※ がれき混じり土砂撤去、家屋解体の費用償還（市町等が償還を実施する場合）
思い出の品等※ 保管・引渡しに関する情報	

※ 発災 2 週間以降など、応急対応期以降に特に広報が必要な項目

■マニュアルの対象範囲ではないが、併せて広報が必要となる項目

② 広報媒体の検討

- チラシ、掲示（避難所、仮置場、ごみステーション等）、広報紙、広報車、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、新聞、ラジオなど

(2) 広報・周知の実施 [発災 1 日後～随時]

① 仮置場等の現地における広報により周知を図る。

- 仮置場、ごみステーションに張り紙や立て看板をしたり、職員や支援者等によるパトロールをしたりするなどして周知を図るなど、直接的な広報が必要になる。また、仮置場にごみを搬入する住民に対してチラシを配ることも効果的である。
- ボランティアセンターと連携し、ボランティアに対して仮置場等への運搬及び分別方法に係る情報を提供する。
- （仮置場の場所を自治会長が選定し、自治会と連携して住民に周知を行った事例もあった。）

② ホームページや SNS など、不特定多数向けの媒体により周知を図る。

- 自治会等の回覧版、チラシ、広報車広報紙、自治体ホームページ、地域の CATV やラジオ、地元紙の取材等、様々な手段で広報・周知する。
- 住民やボランティアだけではなく、事業者に対する広報を実施し、事業系災害廃棄物の適正な処理を促す。

③ 災害本部との連携

- 意思統一のため、広報・周知に当たっては、災害本部の広報班と連携を行う。

7. 受入先の確保（緊急対応等）

■平成 30 年 7 月豪雨災害における課題等

- 処理先の業者の選定に時間を要した。
- 混合廃棄物で仮置場が満杯になり、生活環境保全上の支障や、その後の処理への支障が生じかねない事態となったため、県外民間処理施設への緊急一括搬出を実施することになった。
 - ・広範囲の浸水被害があった地域では特にこのような事態が発生しやすいので、注意が必要である。
 - ・複数の仮置場の廃棄物を 1 箇所へ集約しながら搬出した。
- 出島処分場等の活用
 - ・公社処分場の災害時の受入条件が不明確であったため、受入調整に時間を要した。

■環境省災害補助金に関する留意事項

- 補助金の交付を受けるには、国への提出書類（災害報告書）や査定資料の作成に備えた次の資料を準備しておく必要がある。
 - ・災害廃棄物の収集・運搬・処理の状況が確認できる写真。
 - ・事業費の根拠となる作業日報や運行記録、処理伝票等。
- 事業者へ処理委託する場合、3 者見積又は入札により業者選定を行うことを基本とすること。
ただし、3 者見積によって選定した場合でも、周辺状況や過去の事例と比較して極端に費用が高い場合は、その理由の説明が必要。

概要

- (1) 一次仮置場の運用状況の把握 → (2) 処理先への搬出
→ (3) (緊急的な搬出が必要な場合) 一括委託による搬出
一次仮置場の保管量、分別状況を把握し、早急な搬出が必要となる仮置場については、混合廃棄物の緊急一括搬出も含めて早期に受入先を確保する。

(1) 一次仮置場の運用状況の把握 [発災 1 日後～随時更新]

- ①現地確認、現地管理担当からの情報等により、仮置場の状況を把握する。
(必要項目) 品目ごとの保管量、残容量、分別状況、悪臭・害虫等の発生状況、火災リスク、周辺からの苦情の状況、渋滞状況、搬入車輛数の推移、危険物・有害物の搬入保管状況等
- ②残り容量が少なく分別や受入れに支障が生じているもの、混廃化等管理状態の悪化により二次災害のリスクが高くなっているもの、腐敗性のもの（廃置等）については、優先的に受入先を確保し、搬出する。

(2) 処理先への搬出 [発災1週間後～]

○受入先の区分と留意事項は次のとおり。

表 7-1 受入先の区分と留意事項

受入先	留意事項
市町（一部事務組合）の処理施設	○可燃物、不燃物等、市町施設で処理可能なものについては、受入条件を確認の上、早急に搬出を開始する。 ○混合状態となっている場合でも、可燃物を抜き出して焼却施設に搬出するなどして、保管量の低減を図る。
県管理埋立地等	○県が設置し、広島県環境保全公社が管理・運営する公共関与最終処分場で受入れが可能な廃棄物については、受入条件を確認の上、搬出を行う。 ○上記の他、県が管理する海面埋立地では、分別後の土砂を受入れ可能。
民間処理施設	○一般廃棄物処理業者・産業廃棄物処理業者による処理を行う。 ○過去の災害時の実績を踏まえ、搬出可能な業者をリスト化しておく。 ○処理能力5t/日以上以上の施設で処理する場合は、一般廃棄物処理施設の許可が必要であるが、特例により届出で足りる場合がある（品目区分等については別紙1及び別紙2を参照する）。（産業廃棄物処理施設の特例制度の手続きについては、県厚生環境事務所支所（政令市）に相談する。） ○対応可能な業者が分からない場合は、資源循環協会または県厚生環境事務所支所（政令市）に相談する。

(3) (緊急的な搬出が必要な場合) 一括委託による搬出 [発災1週間後～]

○次のようなケースでは、大規模処理業者への委託による緊急一括搬出が有効である。

- ・混合廃棄物で仮置場が満杯となっており、分別困難（分別のためのスペースが確保できない）。
- ・悪臭・害虫の発生、火災の発生等、生活環境保全上の支障が生じかねない。

（このような緊急搬出は処理単価の高騰を招く可能性があり、初動期の限られた期間しか補助の対象として認められないこともあるため、あくまでやむを得ない場合の措置であることに留意すること。）

○混合状態のまま既存の民間処理施設に移送し、一括処理。

（対応可能な処理業者は全国的にも少数だが、県内でも対応可能な処理業者が出てきている。）

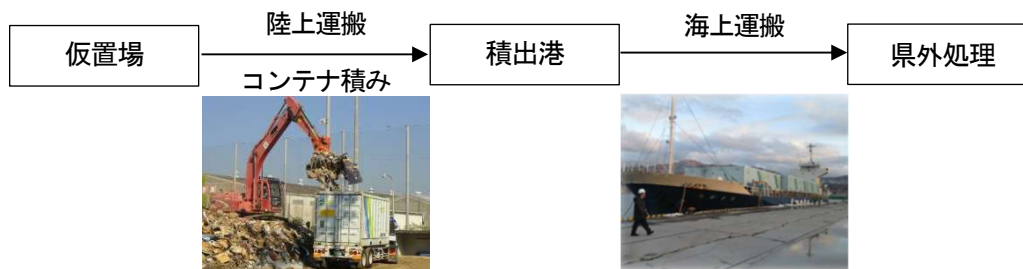


図 7-1 緊急搬出の事例（平成 30 年 7 月豪雨災害）

①搬出先事業者の確保、事前調整（必要に応じ県・国に相談）

- 事業者に対応可能か確認する。（対応可能な事業者が不明な場合は県・国に相談。）
- 広域的な処理となることから、一括搬出の実施について県に協議する。
- 搬出先の市町村に必要な手続きを問合せする。

②契約・搬出

- 数量等を確定し、事業者と契約する（緊急対応の場合は随意契約）。
- 廃棄物処理法の規定に基づき、処理施設を管轄する市町村に通知する。
- 委託業者により搬出する。大型車両を用いた搬出となるため、場合によっては、複数の仮置場の廃棄物を1か所に集約しながら実施することで効率的な搬出が可能になる。

■平時における備え

- 市町施設における災害廃棄物の受入条件を検討しておく。
- 一般廃棄物処理施設の特例に対応できるよう、市町条例を整備しておく。
- 市町施設が被災した場合に備え、関係団体や他市町と災害支援に係る協定を締結しておく。
- 県厚生環境事務所との連絡体制について、年度初めに確認しておく。

県の役割

- 広域処理に係る調整を行う。
- 発災後早期に、県管理埋立地等の受入品目、受入条件、所要の手続きをまとめ、市町に通知する。
- 県（産業廃棄物対策課）は、利用できる可能性のある施設・業者のリストを市町に提供する。
- 県・公社は、災害時の受入条件・手続きをあらかじめ整理しておく。

【関係機関連絡先】

機関名	電話番号	備考
広島県循環型社会課	082-513-2958	緊急一括搬出に係る協議等
広島県産業廃棄物対策課	082-513-2963	産業廃棄物処理施設リストの提供等
広島県西部厚生環境事務所 (担当区域：大竹市、廿日市市)	0829-32-1181	産業廃棄物処理施設の活用に係る特例の手続き等
広島県西部厚生環境事務所 広島支所 (担当区域：府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸高田市、北広島町、安芸太田町)	082-228-2111	
広島県西部厚生環境事務所 呉支所 (担当区域：江田島市)	0823-22-5400	
広島県西部東厚生環境事務所 (担当区域：竹原市、東広島市、大崎上島町)	082-422-6911	
広島県東部厚生環境事務所 (担当区域：三原市、尾道市、世羅町)	0848-25-2011	
広島県東部厚生環境事務所 福山支所 (担当区域：府中市、神石高原町)	084-921-1311	
広島県北部厚生環境事務所 (担当区域：三次市、庄原市)	0824-63-5181	

8. その他（初動対応期以降に発生する業務への準備）

初動対応期（発災後2週間）以降に発生する業務に備え、次の事項については初動期間内に対応する。

- 災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保。
- 公費解体に係る周知、要綱の制定等の準備。（解体費用が災害廃棄物処理事業費補助金（環境省）の対象となるか否か確認しておく。）
- 堆積土砂排除事業（国交省）と災害等廃棄物処理事業（環境省）の連携に係る庁内関係部局との協議。

別紙様式（広島県取りまとめ用）

災害等廃棄物等に関する状況について【情報共有フォーマット】

被害をもたらした災害等（災害等の名称、日付）： (令和 年 月 日)

市町名： _____ 課室名： _____ 担当者名： _____

(電話： _____ メールアドレス： _____)

数字を入力 [Ctrl + ;] [Ctrl + :]

※ **前回からの変更箇所は赤字**としてください。
 ※ **必要に応じて、行を追加**して記載してください。
 ※ 随時更新していく情報につき、**現段階で把握している情報を記載**してください。すぐに修正となっても問題ありません。

1. 廃棄物処理施設・浄化槽（市町村設置型）の被害状況

（「被害あり」又は「確認中」の場合記載）					（その後、把握できた情報を随時更新）			復旧見込額 (千円)
市町名	被害状況 (有/確認中)	施設種別	施設名	施設住所	稼働状況		被害及び復旧の状況等	
					稼働停止日	稼働再開日		
記載不要								
記載不要								
記載不要								
記載不要								
記載不要								
記載不要								

※記載すべき施設が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載してください。
 ※被害がありえるもの、「被害なし」と確認できていない場合は、「確認中」として記載してください。

2. その他、被災情報

（被災情報がある場合記載）			（その後、把握できた情報を随時更新）					災害廃棄物 発生総量	災害廃棄物処理 事業見込額
市町名	被災情報全般	仮置場設置 (有/調整中/無)	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	(t)	(千円)
			(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)		
記載不要									
記載不要									
記載不要									
記載不要									
記載不要									

※建物被害に関する欄は、消防庁や災害対策本部等に報告している最新の内容を記載してください。
 ※災害廃棄物発生総量の算定に当たっては、必要に応じて、欄外の推計量自動計算を活用して算出可能です。
 （※より具体的な発生量を把握している場合はその内容を記載してください。）

（以下の欄は、「仮置場を設置した場合」又は「地方環境事務所から依頼があった場合」に記載してください。）

3. 仮置場の状況

市町名	仮置場名称	仮置場住所	保管面積	最大保管容量に対する割合			受入期間		備考 (受入状況、搬出状況等)	(公表されていれば) 仮置場情報ウェブサイトURL
			(㎡)	合計 (%)	うち廃散物 (%)	腐敗物以外 (%)	受入開始日	受入終了日		
記載不要										
記載不要										
記載不要										

※仮置場が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載してください。
 ※ひっ迫状況等について、課題が生じている場合、具体的な内容は次項「4. その他、課題等」欄に記載してください。

4. その他、課題等

市町名	課題の内容（なるべく具体的に）			対処方針・必要な支援等（想定できていなければ空欄で可）	
	(類型選択)	(詳細記述)		(類型選択)	(詳細記述)
記載不要					
記載不要					
記載不要					
記載不要					
記載不要					
記載不要					

※把握できる範囲で、なるべく具体的に記載してください。

様式 2

広島県環境県民局循環型社会課長 様

連絡日時:〇年〇月〇日 〇時〇分

要望元	〇〇市〇〇課
担当者名	〇〇
連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

関係団体と県との協定に基づく支援要請

次の内容について、要請を依頼します。

要請先	要請が必要な項目	要望内容	被害状況
(一社)広島県資源循環協会	○ 災害廃棄物の撤去、収集運搬及び処分	・収集運搬車両(パッカー車、トラック等)及び運転手を派遣してほしい。4台程度。 ・仮置場での管理業務を依頼したい。	半壊〇棟、床上浸水〇棟、床下浸水〇棟、災害廃棄物発生量概算 100t
	○ 災害廃棄物の仮置場の設置及び管理		
	○ 前各号に伴う必要事項		
(一社)広島県清掃事業連合会	○ 災害廃棄物の撤去、収集運搬		
	○ 災害時における生活系一般廃棄物の収集運搬		
広島県環境整備事業協同組合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な機材、物資等の提供		
	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な人員の派遣		
	その他災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し必要な事項		
広島県環境保全事業協同組合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な機材、物資等の提供		
	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な人員の派遣		
	その他災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し必要な事項		

(報告先) 広島県循環型社会課

メールアドレス : kanjunksan@pref.hiroshima.lg.jp

F A X : 082-227-4815

電話番号 : 082-513-2958

※電子メール(またはFAX)で送付するとともに、電話により口頭で概要を伝える。

災害廃棄物の代表例一覧

災害廃棄物の区分	具体例	産業廃棄物の種類	主な処分方法（例）
木くず	流木・倒木・竹 木製家具（木のみ） 木製家具（複合素材）	木くず 木くず 木くず（使用材料により、廃プラスチック類、金属くず、ガラ陶 など）	破砕、再生 破砕、焼却 破砕、焼却（、選別）
可燃物（畳、布団等）	畳 布団 雑誌類 腐敗性廃棄物（肥料等） 可燃性混合物（廃プラ・木・繊維・紙）	繊維くず、廃プラスチック類 繊維くず、廃プラスチック類 紙くず 汚泥 紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類 など	破砕、焼却 破砕、焼却 破砕、圧縮、焼却、再生 焼却 焼却（、選別）
不燃物	硬質プラスチック製品（プラスチックのみ） 硬質プラスチック製品（複合素材） 陶磁器 ガラス 瓦 不燃性混合物（硬質廃プラ・金属・ガラ陶）	廃プラスチック類 廃プラスチック類、金属くず ガラ陶 ガラ陶 ガラ陶、がれき類（セメント瓦はがれき類） 廃プラスチック類、金属くず、ガラ陶 など	焼却、破砕、（選別、）埋立 焼却、破砕、（選別、）埋立、再生 破砕、埋立 破砕、埋立、再生 埋立 破砕、（選別、）埋立
石膏ボード		ガラ陶（廃石膏ボードを含む）	破砕、埋立、再生 （安定型処分場には埋立不可）
スレート板	アスベスト含有（みなし含む）	がれき類（石綿含有廃棄物）	熔融、埋立
コンクリートがら		がれき類、ガラ陶	破砕、再生、埋立
家電類	小型家電 家電4品目 リサイクル不適品	（専門業者へ委託） （専門業者へ委託） 廃プラスチック類、金属くず	（専門業者へ委託） （専門業者へ委託） 焼却、破砕、（選別、）埋立、再生
金属類	金属製家具 金属製品（金網・ホイールなどの工作物及び自転車類等） 空き缶	金属くず、廃プラスチック類 金属くず、廃プラスチック類 金属くず	破砕、埋立、有価売却 破砕、（選別、）埋立、有価売却 破砕、圧縮、埋立、有価売却
処理困難物（危険物）	消火器 ガスボンベ・スプレー缶 太陽光パネル バッテリー類（自動車・二輪用、工具・掃除機等） 農薬・薬品 廃油・塗料・燃料（灯油、ガソリンなど）	（専門業者へ委託） 金属くず 廃プラスチック類、金属くず、ガラ陶、がれき類 廃プラスチック類、金属くず、廃酸、廃アルカリ 廃酸、廃アルカリ、廃油、汚泥（特管産廃の可能性あり） 廃油（特管産廃の可能性あり）	（専門業者へ委託） （選別、）再生 破砕、（選別、）再生 焼却、（選別、）埋立、再生 焼却、中和 焼却
土砂混じりがれき	分別後のがれき 分別後の土砂（再生利用可能なもの） 分別後の土砂（再生利用できないもの）	がれき類、ガラ陶 廃棄物として扱わない 性状に応じて判断	埋立 土砂処分場 埋立
その他	タイヤ（自動車用、自動二輪車用、農耕・重機用） 医療系・感染性廃棄物 蛍光灯	廃プラスチック類 感染性廃棄物 水銀使用製品産業廃棄物	破砕 焼却破砕、（選別、）再生

- この表は一例であり、災害廃棄物の迅速な処理及びリサイクル推進のために、必要に応じて柔軟に対応して差し支えない。
- 分別可能な複数の品目の混合物は仮置場で分別し、混合物のまま委託しないこと。
例) 木くずとがれき類の混合物、廃プラスチックと陶磁器の混合物など
- 記載内容に係る留意事項は次のとおり
 - 複数の区分（例えば木くずと廃プラスチック）の混合物を処理業者に委託する場合、複数の区分の業許可をもつ業者が対応する必要があることから、一覧表では整理していない。（分別困難なものが発生した場合は個別に対応）
 - 「専門業者へ委託」と記載されているものは、個別の交渉や細かな確認が特に必要とされる場合があるため注意が必要
 - 仮置場で保管できない廃棄物（食品・生ごみ、自動車、PCB など）は具体例に記載していない。（仮置場に持ち込ませない。）
- 産業廃棄物処理施設で一般廃棄物（災害廃棄物）を処理する場合の特例（法第15条の2の5）の対象については別紙2参照

非常災害時において産業廃棄物処理施設で一般廃棄物（災害廃棄物）を処理する場合の特例（廃掃法第十五条の二の五）の対象となる施設について

廃掃法第十五条の二の五の適用により処理が可能となる一般廃棄物（災害廃棄物）は、産業廃棄物処理施設の許可を受けた施設で処理する産業廃棄物と同様の性状のものに限られる。

また、廃掃法第十五条の二の五の特例の対象は、産業廃棄物処理施設の許可を受けた施設に限られるため、産業廃棄物の施設許可の対象でない施設で、処理能力が5 t/日以上の場合は、別途一般廃棄物処理施設の施設許可を取得する必要がある。

※廃掃法施行規則第12条の7の16第2項（令和2年7月16日改正により追加）の規定により、非常災害時の特例として、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設で処理することが可能な品目と同様の性状を有する災害廃棄物であれば、そのすべての種類の廃棄物を処理することが可能。

産業廃棄物の施設許可の対象となる施設（廃掃法施行令第7条）

産業廃棄物の種類	処理施設の種類の種類	処理能力等
汚泥	脱水施設	10 m ³ /日を超えるもの
	乾燥施設	10 m ³ /日を超えるもの
	天日乾燥施設	100 m ³ /日を超えるもの
	焼却施設	5 m ³ /日を超えるもの
200 kg/時以上のもの		
火格子面積が2 m ² 以上のもの		
廃油	油水分離施設	10 m ³ /日を超えるもの
	焼却施設	1 m ³ /日を超えるもの
		200 kg/時以上のもの
火格子面積が2 m ² 以上のもの		
廃酸、廃アルカリ	中和施設	50 m ³ /日を超えるもの
廃プラスチック類	破碎施設	5 t/日を超えるもの
	焼却施設	100 kg/日を超えるもの
火格子面積が2 m ² 以上のもの		
木くず、がれき類	破碎施設（排出事業者が設置する移動式の施設を除く）	5 t/日を超えるもの
有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥	コンクリート固型化施設	すべての施設
水銀又はその化合物を含む汚泥	ばい焼施設	すべての施設
廃水銀等	硫化施設	すべての施設
シアン化合物を含む汚泥、廃酸、廃アルカリ	分解施設	すべての施設
廃石綿等、石綿含有産業廃棄物	熔融施設	すべての施設
廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物	焼却施設	すべての施設
廃PCB等（PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。）、PCB処理物	分解施設	すべての施設
PCB汚染物、PCB処理物	洗浄施設、分離施設	すべての施設
汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物以外のもの	焼却施設	200 kg/時以上のもの
		火格子面積が2 m ² 以上のもの
遮断型産業廃棄物	遮断型最終処分場	すべての施設
安定型産業廃棄物	安定型最終処分場	すべての施設
管理型産業廃棄物	管理型最終処分場	すべての施設

産業廃棄物の分類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラ陶（ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず）、鉱さい、がれき類、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物処理物